

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
令和 八年 三月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
波乗りクリニック	宇部市大字東岐波字丸尾四三二七番八	令和 八年 五月 一日
くさの胃腸内科クリニック	宇部市大字東須恵一九七六番地一	〃
ひろなか内科循環器科	山口市阿知須四五一六の一	〃
川下整形外科	岩国市車町一丁目一三―一九	〃
吉村医院	光市島田二丁目四―三三	令和 八年 五月 十二日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 八年 三月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木下歯科医院	下関市丸山町三丁目三番三号	令和 八年 五月 一日
生協下関歯科	下関市貴船町二丁目三番二四号	〃
村中歯科医院	柳井市伊陸六七一四	〃
せいき歯科医院	周南市辻町五番一四号	〃
松下歯科医院	周南市桜木一丁目五番一号	〃
医療法人宝歯会 小野田スマイル歯科小児歯 科医院	山陽小野田市東高泊七八四	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。
 令和 八年 三月 二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
アイテル薬局汐入店	下関市大坪本町三六番一七号	令和 八年 五月 一日
サンキユードラッグ上田中町薬局	下関市上田中町二丁目九番三号	令和 八年 五月 四日
イルカ薬局大内店	山口市大内中央二丁目五番一三号	令和 八年 五月 二十日
椿東中央薬局	萩市椿東二八六三一―一五	令和 八年 五月 一日
ノゾミ薬局	下松市望町二丁目四―八	〃
しらすぎ薬局	岩国市門前町三丁目一番八号	〃
いちご薬局光店	光市島田二丁目四―三	令和 八年 五月 十日
しらかべ薬局	柳井市伊保庄五六二―一	令和 八年 五月 二日